

徳島県子どもの意見表明等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県が、子どもの意見を代弁する第三者として意見表明等支援員を配置し、子どもの意見を聴取することにより、県内の児童相談所が関わることの意見意向を表明する権利の行使を促進し、もって児童相談所等がその意見意向を尊重した業務を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アドボケイト（意見表明等支援員）　子どもの意見を聴取し、その意見を代弁する第三者のことをいう（以下、「アドボケイト」という）。
- (2) 意見表明等支援事業　児童相談所が関わることの話を意見表明等支援員が聴き取り、子どもの希望に応じ、子どもに代わって、児童相談所や一時保護所職員等へ子どもの意見意向を伝える、または、伝えるための連絡調整を行うことをいう。

(実施対象)

第3条 意見表明等支援事業の対象とすることも、次のとおりとする。

- (1) 法第27条第1項第3号の規定により児童相談所が措置し、児童養護施設等に入所している子ども又は児童相談所が委託し、里親委託もしくは小規模住居型児童養育事業を行う場所で生活している子ども
- (2) 法第33条第1項の規定により児童相談所が一時保護し、一時保護所に入所している子ども又は児童相談所が委託し、児童養護施設もしくは里親家庭等で生活している子ども
- (3) 前2号に掲げるもののほか法第33条の6第1項の規定により児童自立生活援助事業を実施する住居に入居することも、その他の青少年・子ども家庭課長が必要と認める子ども

(アドボケイトの要件)

第4条 アドボケイトは、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 子どもの権利擁護について十分な理解と熱意を有すること。
- (3) 児童福祉司及び児童指導員の任用資格を持つ者、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、教員、心理士、看護師又は保育士のいずれかの資格を有すること。
- (4) 県が意見表明等支援を行うのに必要と認める研修等を受講すること。
- (5) 児童相談所や施設の職員、里親以外の者

(意見表明等支援事業の実施内容)

第5条 アドボケイトは、子ども一人一人から、現在の状況、環境、処遇、自分自身のこと、家族への想い等について、丁寧に意見を聴取しなければならない。

2 アドボケイトは、意見聴取に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己の意見を形成する能力のある子どもがその子どもに影響を及ぼす全ての事項について、自由に意見意向を表明できるよう努めること。
- (2) 子どもの年齢及び成熟度に応じて、相応の配慮をすること。

3 アドボケイトは、第1項の規定により子どもの意見を聴取した場合には、報告書を作成するなど、児童相談所や一時保護所職員等へ子どもから聴き取った意見意向を伝える、または、伝えるための連絡調整を行う。

(秘密保持)

第6条 アドボケイトは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、意見表明等支援事業の実施について必要な事項は、青少年・子ども家庭課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。